

中近世キプロスの教会と社会——東地中海世界の視点から——

藤田 風花

論文要約

東地中海世界は、歴史的にヨーロッパ、アジア、アフリカの三大陸および、地中海と紅海、インド洋を接続する交通の要衝であり、さまざまな言語や宗教をもつ人びとの往来によって特徴づけられる空間である。さらに、三大一神教の揺籃の地でもある東地中海世界は、複数の宗教・宗派が入り混じる場でもあった。本論文は、東地中海最大の島であるキプロスを対象に、ギリシア正教徒が東地中海世界における政治的・宗教的変動の影響をいかに受けていたかという問題に焦点をあて、そこから東地中海世界におけるローマ・カトリック教会の動向を逆照射することをめざすものである。

本論文が考察対象とするのは、十字軍国家としてのリュジニャン朝と、1473年以降にキプロスを統治したヴェネツィア共和国という、カトリック勢力によってキプロスが支配された12世紀末から16世紀後半までである。序章では、これらふたつの時代にまたがる中近世キプロス史の先行研究を整理し、問題の所在を明らかにする。先行研究は、この時期をギリシア正教徒である「キプロス人」がラテン人に抑圧された「暗黒時代」とみなす民族中心史観と、ギリシア正教徒とラテン人ほかのあいだの相互作用により「多文化共生」社会が発展していったとする修正主義史観に大別される。近年では「第三の立場」を標榜する研究者も登場しているが、「ビザンツ・正教信仰の維持」を前提として「キプロス人」アイデンティティを議論する点で、民族中心史観と主張の骨子を共有しているといえる。

これらの先行研究において格別の重要性を付与されてきた、キプロスの教会史上の出来事は、教皇アレクサンデル4世（在位1254 - 61）による1260年の「キプロス勅書」公布である。本論文の焦点は、カトリック教会優位のもとで

のギリシア正教会とカトリック教会の併存を定めた「キプロス勅書」を、民族中心史観のように両教会の対立の象徴や、逆に修正主義史観のように平和的共存の象徴とする評価から出発することなく、この勅書にもとづくギリシア正教会とカトリック教会の併存体制が、東地中海世界の政治的・宗教的変動とのかかわりのなかでどのように変容していくのかを見ていくことにある。

第 I 部は、リュジニャン朝期（1192 - 1472）を対象に考察した。まず第 1 章では、第三回十字軍を契機として成立したリュジニャン朝キプロス王国において、ギリシア正教会とカトリック教会の併存体制が成立するまでの過程を跡づけた。1196 年にキプロスに設立されたカトリック教会は、独立正教会として存在していたキプロスの既存のギリシア正教会（キプロス正教会）の教区や聖職者の存在形態を、みずからの教会制度に適合させた。1220 年代にカトリックの聖俗諸勢力のあいだで十分の一税をめぐる問題が生じたさいには、ギリシア正教徒農民の処遇についての議論のなかで、ギリシア正教会の教会制度についても取りきめがなされた。これにギリシア正教会の聖職者が反発し、とくに教会制度上の従属問題をめぐって、ギリシア正教会とカトリック教会のあいだで紛争が生じた。その過程で、ギリシア正教会のなかには、カトリック教会への従属を利用してギリシア正教会の権限の維持と拡大を企図する者も現れ、ここにおいてギリシア正教会の側でも従属の「利用価値」が認識された。1260 年には、20 年代からつづく両教会間の紛争の解決として、教皇アレクサンデル 4 世により「キプロス勅書」が公布された。リュジニャン朝初期に端を発する両教会の権力の非対称性のなかで成立したこの取りきめにより、キプロスのギリシア正教会は、独立正教会として大陸のギリシア正教会の上位権威との制度的関係を有していなかったところに、あらたにローマ教皇とキプロスのカトリック教会高位聖職者に制度上従属することとなったのである。

つづく第 2 章では、14 世紀後半、ギリシア正教世界がヘシュカスムへの立場をめぐって動揺していた時期に、キプロス正教会がそれまで制度的関係の途絶えていたコンスタンティノーブル総主教座に、教会制度上の従属を求めた事例について検討した。キプロス正教会は、コンスタンティノーブル総主教座との

結びつきを求めながらも、「キプロス勅書」で定められたローマへの従属を放棄することを念頭においていなかった。当時はカトリック教会においても、大シスマの時期であり、リュジニャン朝はアヴィニョン教皇庁を、そして 14 世紀後半から港湾都市ファマグスタを占領していたジェノヴァ人たちはローマ教皇庁を支持していた。キプロス正教会は、自身の後ろ盾となるはずのカトリック教会の権威が不確かなものとなっていることに鑑み、教会組織の存続をより盤石にするために、もうひとつの従属先をコンスタンティノーブル総主教に求めたのであった。コンスタンティノーブルからキプロスに派遣され、キプロス正教会聖職者らとの議論をへたのち従属要求を拒絶したヨセフ・ブリュエンニオス (ca. 1350 - 1431) の見解は、コンスタンティノーブル総主教座にも共有され、キプロス正教会は独立正教会のまま、ローマへの従属を維持することとなった。

第 3 章では、キプロスにおける東西教会合同運動の影響について検討した。1260 年以來キプロス正教会とカトリック教会の併存体制を規定していた「キプロス勅書」は、直接的には「教会合同」をめぐる議論の文脈のなかで成立したものではなかった。しかしながら、ローマ教皇の至上権の承認や、ギリシア正教会の典礼の維持など、たしかに「教会合同」の中心的要素を内包してもいた。15 世紀には、オスマン帝国の勢力拡大を背景としてビザンツ皇帝とコンスタンティノーブル総主教およびローマ教皇とのあいだで、教会合同の機運が高まり、1439 年のフィレンツェ公会議ではギリシア正教会とカトリック教会の合同が宣言されるにいたる。フィレンツェ合同の成立までの過程で重要な役割を果たしていた改宗ギリシア人でドミニコ会士のアンドレアス・クリュソベルゲス (? - 1451) は、フィレンツェ公会議後、教皇の信任を得て、フィレンツェ合同を実現すべくキプロスに派遣された。のちにニコシア大司教となったクリュソベルゲスは、1431 年にバーゼル公会議で実施した演説の内容から看取されるように、教皇の権威を高めるためにはギリシア正教会との合同が有益であると考えていた。いっぽうで、彼は東方諸教会信徒を異端の系譜に位置づけ、合同の対象としては認識していなかった。しかしながら、彼がキプロスで直面したの

は、すでにローマ教皇の至上権を受け入れ、現地のカトリック教会に制度上従属しているギリシア正教会の姿であった。結果的に、フィレンツェ合同がキプロスの宗教的状况に与えた変化は、東方諸教会に属する「ネストリオス派／カルデア人」と、12世紀末にすでに教会合同が成立していた「マロン派」との(再)合同の成立であった。キプロスにおいてすでに成立していた「キプロス勅書」にもとづく宗派併存体制は、15世紀の東西教会合同運動の文脈のなかで、教皇庁によって「教会合同」として再解釈され、フィレンツェ合同はキプロスのギリシア正教会とカトリック教会のあいだの関係に変化をもたらさなかった。

第I部の考察結果からは、リュジニャン朝の創設にともないカトリックの教会制度が導入されたことで、在地のギリシア正教会とカトリック教会のあいだで管轄権をめぐる紛争が生じ、その裁定のなかでカトリック教会優位の宗派併存体制が成立したことが明らかとなった。ところが、教会合同にかかわる議論のなかで成立したわけではなかったこの体制は、のちに教会合同の文脈のなかで再解釈され、キプロス正教会がギリシア正教会の上位権威には拒絶され、ローマ・カトリック教会にはすでに教会合同が成立しているものとみなされることにつながったのである。

第I部での考察をふまえ、第II部では、ヴェネツィア支配期(1473-1571)における宗派間関係を検討した。まず第4章では、リュジニャン朝との共通点と相違点に留意しつつ、ヴェネツィア支配期の概要について整理した。リュジニャン朝のキプロス王ジャック2世(在位1464-73)の妃であったヴェネツィア貴族の娘カテリーナ・コルナロが、1473年に幼王ジャック3世(在位1473-74)の摂政に、そして翌74年にはジャック3世の死去にともないキプロス女王(在位1474-89)となると、東地中海世界に海外領土を展開していたヴェネツィア共和国がキプロスの内政に干渉するようになり、1489年にはキプロスは正式にヴェネツィアの海外領土に編入された。ヴェネツィアは、統治機構についても教会制度についても、基本的にリュジニャン朝期以来の既存の枠組みを継承した。島民の大半であるギリシア正教徒が農民であるという社会構造は変わらなかったが、キプロスの貴族家門のなかには、ヴェネツィア貴族と姻戚関

係を結ぶものや、交易などに従事してヴェネツィアおよびイタリア半島との結びつきを強めるもの、そしてヴェネツィア領内で唯一の大学であるパドヴァ大学に留学する子弟を輩出する家門などが出てくるようになった。しかし、このような機会が、キプロスにおける社会的関係を揺るがすような事態に発展することもあった。

つづく第5章では、キプロスの貴族家門出身者が、パドヴァ大学への留学や商業活動などをおした人的交流のなかでプロテスタントの宗教思想に傾倒し、異端審問にかけられた事例について分析した。異端審問記録からは、それぞれの被告のおかれた社会的状況と、彼らが共有するキプロスの社会的上層の人びとのふるまいの規範の一端を垣間見ることができる。ギリシア系貴族家門出身のフランジーノ・シングリティコ (ca. 1516/17 - 64) は、自身の家門のギリシア正教徒としての宗派的帰属を主張することで、異端審問の法的正当性に疑義を呈した。また、彼とその兄であるピエトロ・パオロ (生没年不詳) の異端審問において、証人として史料上に名前が登場するのは、彼らと同じ社会階層に属する人びとであった。このことは、ヴェネツィアの海外領土であったネグロポンテに出自をもつマルコ Marco (生没年不詳) とアンドレア Andrea (1540s - ?) のザッカリア父子の事例にもあてはまる。被告となった彼らに共通する要素として、第一に、パドヴァ大学への留学経験とプロテスタント思想への傾倒が、第二に、ヴェネツィアの異端審問という聖俗入り乱れる場において、自身の宗教的な罪にたいする訴追から逃れるために、キプロスの多宗派的状況を容認・保障するヴェネツィアの支配体制を賞賛することにより、ヴェネツィア共和国への忠誠を示そうとした点あげられる。このことから、ヴェネツィア支配期においては、キプロスにおける宗派間関係が「平穏なる共和国 La Serenissima」というヴェネツィアのブランドイメージのなかに取りこまれていたことを指摘できるのである。

第6章では、キプロスの在地貴族にたいする異端審問からほどなくして、ヴェネツィアから到来したニコシア大司教フィリッポ・モチェニーゴ (1524 - 86、在位 1560 - 71) がキプロスで推進した対抗宗教改革とその影響を分析した。キ

プロスの政情不安につながることを恐れたヴェネツィア本国政府の牽制にもかかわらず、モチェニーゴはカトリック教会だけでなく、キプロス正教会にたいしても改革を断行しようとした。これに反発したキプロス正教会聖職者は「キプロス勅書」を盾に、キプロス正教会はトレント公会議にもとづく改革の対象とはならないことをモチェニーゴにたいして主張した。最終的に、大司教モチェニーゴとキプロス正教会との諍いは、ヴェネツィア本国政府の介入によりキプロス正教会への大幅な譲歩をもって鎮められた。しかし、モチェニーゴによる一連の改革の試みは、キプロス正教会に、「キプロス勅書」にもとづくギリシア正教会とカトリック教会の併存体制を脅かすものとして受けとめられた。そのようなキプロス正教会の懸念は、1570年にオスマン帝国がキプロスに侵攻する段階になって、キプロス正教会聖職者がカトリックへの従属を放棄し、ながらく制度的な結びつきが途切れていたコンスタンティノーブル総主教に、教会制度上の従属と聖職者の承認を求めることにつながった。さらにキプロスのギリシア正教徒は、大主教位に就くのはキプロス出身者であるべきと主張し、ローカルな信仰のあり方が維持されることを重視した。対抗宗教改革および東地中海世界におけるヴェネツィアからオスマン帝国へのヘゲモニーの交代という、ふたつの局面が交錯するなかで、キプロスにおける対抗宗教改革は、キプロス正教会がカトリック教会からオスマン支配下のギリシア正教会へと方向転換することを促したと思われるのである。

第Ⅱ部の考察結果からは、ヴェネツィア支配期において、キプロスの宗派併存体制にかかわる言説には「ヴェネツィア共和国への忠誠」というあらたなレイヤーが加わったこと、そして依然としてカトリック教会側はキプロス正教会を教会合同の文脈のなかで認識していたことが浮かびあがる。

終章では、以上の分析結果を総合し、中近世キプロスにおける宗派併存のありようと、当該時期における東地中海世界の政治的・宗教的変動との連関を考えるうえで、確認すべきふたつの視点を提示した。第一に、キプロスにおけるギリシア正教会とカトリック教会の併存体制である「キプロス勅書」体制は、13世紀後半にカトリック教会の主導のもとで成立したが、その後も、この勅書

とそこに定められた両教会関係が再解釈されようとした局面が幾度も存在したことである。第二に、キプロスにおける宗派併存体制は、十字軍国家における聖俗権力の関係、カトリック教会の大シスマ、ギリシア正教会のヘシュカスム論争、教会合同運動、ヴェネツィア共和国の海外領土統治、宗教改革、そして対抗宗教改革など、中世から近世にかけての地中海世界あるいはヨーロッパの政治的・宗教的変動の影響を多分に受けながら展開してきたことである。さらに、これらの動きの背景につねに横たわっていたのは、中東地域から徐々に広がるイスラーム諸勢力の存在であった。

本論文での分析から示されるのは、東地中海世界のキリスト教徒にたいする、西欧諸勢力によるさまざまな働きかけと干渉の実態である。換言すれば、それはローマ・カトリック教会が「普遍的」権威たろうとして、他宗派をみずからの教会組織と権威のなかに取りこもうとする長期的な企図のひとつの側面であり、近世から近代にかけて西欧諸国が教会と協同しながら東地中海世界に再進出しようとする動きの前提となるものでもある。したがって、本論文の考察結果は、時間軸においても空間軸においてもきわめて幅広く展開された、カトリック教会の拡大戦略の歴史のなかに位置づけられるのである。